

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor. 6/2561 号

件名：国際ビジネスセンター事業の投資促進

タイが地域および世界のビジネス投資の中枢になることを目標とした、関連企業に
 関連・必要な管理サービスまたはその他のサービスを提供し、もしくは国際貿易事業を
 行う国際ビジネスセンターをタイ国内での設立を促進するタイ政府の方針に応じるた
 め、そして国際ビジネスセンターの設立への誘致および支援を図るため、

投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の第 2 段落の権限に基づ
 き、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の投資奨励事
 業種表の 7 類に下記の文章を追加し、業種、条件、恩典を以下の通り決める。

業種	条件	恩典
7.34 国際ビジ ネスセンター (International Business Center: IBC)	1. 以下の事業範囲に沿った、関連企業に 対するサービス提供の事業計画を有すること。 1.1 一般管理、事業計画立案、ビジネス コーディネーション 1.2 原材料および部品の調達 1.3 製品の研究開発 1.4 技術支援 1.5 マーケティングおよび販売促進 1.6 人事管理、トレーニング 1.7 財務に関するアドバイス 1.8 経済と投資の分析および研究 1.9 ローン管理・コントロール 1.10 財務センター (Treasury Center) の財務管理サービス 1.11 国際貿易事業 1.12 歳入局が規定したその他の支援 サービス 2. 払込登録資本金が 1 千万バーツ以上である こと。 3. IBC に必要とされる知識および技能の持つ 従業員を 10 人以上雇用すること。ただし、 関連企業への財務管理サービスのみ提供 する I B C の場合は、知識および技能の	B1 (研究開発 および トレーニング のための 機械のみ)

業種	条件	恩典
	持つ従業員を5人以上雇用すること。 4. 国際貿易事業を行う場合、上記の事業範囲の1.1-1.10の中に1つ以上有すること。 5. 輸出向け製造用の原材料および必要資材輸入税の免税恩典の対象とならない。 6. メリットによる追加恩典の対象とならない。	

直ちに有効とする。

布告日： 仏歴 2561 年（2018年）12月11日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長